

# 広報

平成21年  
12月11日号

No. 289

# ふながた

## お知らせ版

花ことば「寒牡丹」  
恥じらい 富貴



### 生活応援ローンの ご案内

町と労働金庫が協力して  
低利で融資する制度です。

▼対象者／舟形町に在住し、  
会社や商店に1年以上お勤  
めの方で、職場に労働組合や  
融資制度のない方

▼融資額／150万円以内

▼利率／年2.00%

▼保証料／年0.30%

▼使途／自動車購入、教育資  
金、療養費、冠婚葬祭費など

▼町の保証料補給制度／  
保証料の50%を5年間補給

▼申込み・問い合わせ／  
東北労働金庫新庄支店

☎(22)71511

### ふるさと奨学ローンの ご案内

卒業後、県内に就職・就業  
した場合は、利子補給が受け  
られます。

▼利子補給率／1.0%

(対象元金の上限200万円)

▼使い道／大学・短大・高校等

の学資金、住宅・生活資金など

▼融資額／最高1,000万円

▼特別金利／

5年以内(年2.70%)

7年以内(年3.05%)

10年以内(年3.35%)

※保証料0.5%を含む

※特別金利は、平成22年3  
月31日までの受付分

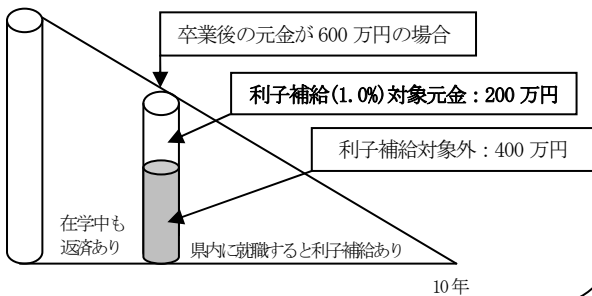
▼期間／10年以内

▼保障／山形県労信協の保  
証が必要です。

▼申込み・問い合わせ／  
東北労働金庫新庄支店

☎(22)71511

例：10年で1,000万を借り入れ、卒業後県内に  
就職・就業した場合



## 新庄市夜間休日診療所の年末年始の診察時間について

年末年始期間 12月31日～1月3日  
の診察時間についてお知らせします。

▼診療時間／午前9時～午後5時

▼問い合わせ／新庄市夜間休日診療所

☎(29)6300

～通常の診療時間～

▼診療科目／内科・小児科

▼診療時間／

○平日(月～土)午後7時～午後9時30分

○休日(日・祝日)午前9時～午後5時

[ 受付：午前8時30分～11時30分  
午後1時～4時30分 ]

**平成21年工業統計  
調査にご協力ください**

**製造事業所の皆様へ**

経済産業省では、わが国の製造業の実態を把握するために、毎年12月31日現在で工業統計調査(統計法に基づく国の基幹統計に指定)を実施しております。

本調査の結果は、国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料となるほか、民間企業や大学などでも幅広く活用されています。

調査の対象となる事業所には、12月中旬から1月下旬頃にかけて、町の統計調査員が調査票の配布・回収におうかがいしますので、調査へのご協力をよろしくお願いいたします。

なお、調査票に記入していただいた内容につきましては、統計法に基づき秘密が厳守されます。

**問い合わせ**

舟形町役場総務課情報管財班  
☎(32)2111(内線241)

**税務署からのお知らせ**

国税に関する一般的なご相談は「電話相談センター」でお答えしております。

なお、面接による相談をご希望の方は、あらかじめ税務署に相談の日時を予約してからお越しください。

▼電話相談センター／新庄税務署 ☎(22)5111

**利用方法**

音声案内にしたがって「1」番を選択していただく  
と「電話相談センター」につながります。

税務署への質問、職員へのご用の際は「2」番を選択してください。

**灯油の流出事故に  
ご注意ください**

ちょっとした不注意が河川などへの油流出事故につながります。タンクからの移し替え時など十分に注意しましょう。

**ポイント**

「その場を離れ

ない」「目を離さない」  
▼お願い／事故が発生した場合は、水で洗い流さずに、新聞紙等に吸着させるなどの応急処置を行い、直ちに通報してください。また、河川に油が浮いているなどの異変を発見した場合にも通報して下さい。

**問い合わせ**

舟形町役場町民課健康班  
☎(32)2111(内線353)

**小型除雪機の  
正しい操作で安全除雪**

毎年、雪のシーズンになると除雪機による事故が多発しています。除雪機を使う際には、次の点に十分注意して操作しましょう。

▼注意1／雪詰まりを除去する時や機械を点検する時は必ずエンジンを止める。

▼注意2／雪詰まり除去する時は必ず雪かき棒を使う。

▼注意3／操作する時は足元や障害物に十分注意する。

▼注意4／除雪作業の時は周囲に人を近づけない。

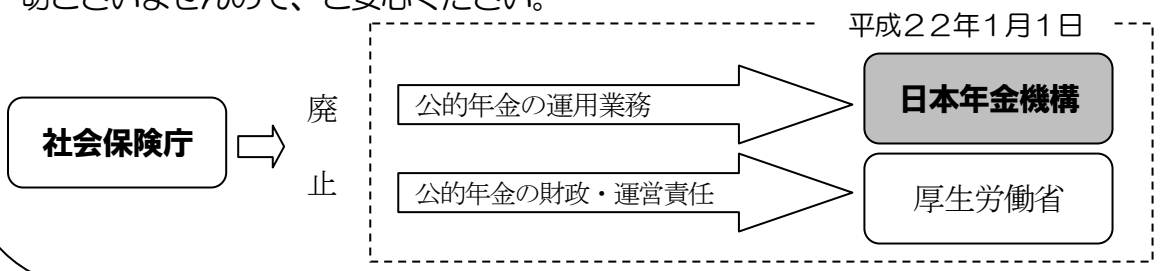
**にっぽん  
「日本年金機構」が来年1月1日からスタート!**

～社会保険庁が廃止され、新たに「日本年金機構」がスタートします～

国民の皆様のご信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

○現在あるお近くの社会保険事務所は、新たに「年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。

○日本年金機構の設立に伴い、国民の皆様方に何らかの手続きをしていただくことは一切ございませんので、ご安心ください。



# 平成22年度公共施設等の日直及び夜警員を募集します

職種		勤務時間	金額	年齢要件
舟形町役場	日直	午前8時30分～午後5時	6,100円	69歳以下 (平成22年4月1日現在)
中央公民館	日直	午前8時30分～午後5時	5,400円	
	夜警員	午後5時～午後10時	時給700円	
堀内出張所	日直	午前8時30分～午後5時	5,400円	
	夜警員	午後5時～午後10時	時給700円	
生涯学習センター	日直	午前8時30分～午後5時	5,400円	
	夜警員	午後5時～午後10時	時給700円	
B&G海洋センター	日直	午前8時30分～午後5時	5,400円	
	夜警員	午後5時～午後10時	時給700円	

※日直は第3日曜日が休み(役場・B&Gセンターを除く)、夜警員は毎週日曜日が休みとなります。

- ▼資格／・原則として町内に住所があり、通勤できる方  
・心身ともに健全で、登録資格の要件を満たす方

▼申請手続き／日直、夜警員登録申請書

▼受付期間／12月14日(月)～28日(月)

▼登録有効期間／平成22年4月1日より1年間

▼申込み・問い合わせ／舟形町役場総務課総務班 ☎(32)2111(内線231)

## 町税などの収納対策のため「徴税嘱託員」を配置

舟形町の町税等の収納率は、平成20年度は約97%で県内第2位(国保税を除く。国保税は県内第7位。後期高齢者保険料は県内1位。)と他町村と比べかなり高い収納率で推移しています。町では税の公平性を保つため収納に努力してまいりましたが、それでも経済的な理由などにより、分納されている方が少なからずいらっしゃいます。

町では、更なる収納率の向上を目指して、11月より徴税嘱託員を配置しました。

徴税嘱託員は、町の税務担当職員と同様に町内各世帯を回り、町税(町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)を主体に後期高齢者保険料、介護保険料、上下水道料金、住宅使用料の収納・督促を行います。また、徴税嘱託員は常に身分証明証を携帯しておりますので、ご確認の上、訪問販売等と間違わないようご注意ください。

### ▼徴税嘱託員の業務／

- (1) 町税等の収納  
(現金の取扱い、分任出納員としての領収証の発行)
- (2) 町税等の督促  
(納付の督促、分納の相談)

▼問い合わせ／舟形町役場町民課税務国保班

☎(32)2111(内線332)



ささき このむ  
徴税嘱託員 佐々木 好(新庄市在住)

# (財) 地域活性化センターの助成事業を活用しよう！

(財) 地域活性化センターは、地域の資源を活かした特産品の開発・ブランド化や地域の魅力のPRを支援するとともに、観光の振興、商店街の振興、広域連携や地域間交流による地域の誇りや活力を生み出すためのイベントなどへの助成を行なっています。ぜひご活用ください。

## (1) 地域イベント助成事業について

### ① 地域イベント助成事業

この事業は、町内会や各種団体が主体となって行い、地域活性化に貢献と思われるイベントとします。

例えば…市町村と地域住民が、市町村の現状について話し合いを持ち、その結果、地域の課題を解決するためにイベントを行うこととした など

#### ～平成21年度の舟形町の取り組み事例～

長沢地区で、地域コミュニティの向上と地域活性化を目的とした地域住民の話し合いが行われました。

その際に、以前に地区で行われてきた「長沢盆踊り」を復活させ、地域の伝統文化の保存と継承とともに、中高生の地域への参加など、世代を越えた地域づくりにつなげようという気運が高まりました。

今年度、事業が採択され、念願の「長沢盆踊り」を8月14日に開催することができました。



地域みんなで

▼募集件数／1件

▼助成金の額／上限100万円

▼その他／助成額の額は助成対象経費の100%以下

## (2) 活力ある地域づくり支援事業について

### ① 地域資源活用助成事業

この事業は、地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業とします。

例えば…自然や地理的特性を活用することで、人々が地域の価値や環境保全の意義を再認識し、アピールすることを目的とした事業 など

### ② 活力ある商店街づくり助成事業

この事業は、地域の特色を生かし、主として中心市街地において自主的に実施される商店街の活性化を目的としたソフト事業とします。

例えば…商店街への集客や回遊性、滞留性の向上を目的とし、人々が各商店に足を運び、賑わいを創出するイベント事業 など

▼募集件数／①②各1件

▼助成金の額／100万円以上の事業が対象です。(上限300万円)

▼その他／他に国の補助金の交付を受けるものは対象外となります。

▼切／12月18日(金) 午後5時

▼申込み・問い合わせ／舟形町役場まちづくり課企画調整班 ☎ (32) 2111 (内線326)

みなさんの負担を軽減し、安心して医療や介護サービスを利用できる制度

## 「高額医療・高額介護合算制度」が創設されました

### <高額医療・高額合算制度とは？>

みなさんが、お医者さんにかかったときの自己負担額と、介護保険のサービスを利用したときの自己負担額が高額になったときは、月額で限度額が設けられています。

更に、それらを合算して年額で限度額を設ける制度が創設されました。限度額を超えた分は、申請して認められた後に支給されます。

### <自己負担限度額一覧表>

所得区分	【75歳以上の方】 後期高齢者医療制度 + 介護保険	【70歳～74歳の方】 医療保険 + 介護保険	【70歳未満の方】 医療保険 + 介護保険
現役並み所得者 【上位所得者】	67万円(89万円)	67万円(89万円)	126万円(168万円)
一般 【町民税課税世帯の方】	56万円(75万円)	56万円(75万円)	67万円(89万円)
低所得者Ⅱ 【町民税非課税世帯の方】	31万円(41万円)	31万円(41万円)	34万円(45万円)
低所得Ⅰ 【※1】	19万円(25万円)	19万円(25万円)	34万円(45万円)

【※1】町民税非課税の方で、かつ世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いた時に所得が0円になる方（例えば、年金収入のみの場合80万円以下の方）

計算期間は、毎年8月1日から翌年7月31日までの12カ月間です。ただし、施行初年度は平成20年4月から平成21年7月までの16カ月間になり、上表の（）内の金額となります。

### <申請について>

申請は加入保険へ。なお、後期高齢者医療保険、国民健康保険に加入している方で、支給の対象となる方については、来年1月以降に個別にお知らせします。



### <問合わせ先>

国保・長寿医療は…舟形町役場町民課税務国保班 ☎ (32) 2111 (内線 335、336)

介護保険は…舟形町役場町民課健康班 ☎ (32) 2111 (内線 354、355)

# ご注意ください！新型インフルエンザ

## ■「基礎疾患」を有する方は注意が必要です

・新型インフルエンザウイルスは、大部分の人に免疫がないため感染力が強く、国内は秋以降に患者数が急増しています。

・かかっても大部分の方は軽症のまま回復していますが、ぜん息や糖尿病などの「基礎疾患」を有する方は無い方に比べ入院するリスクが高く、その中でも高齢者の場合は重症化する傾向がみられます。ご心配な方は、かかりつけ医にご相談ください。

## ■「基礎疾患」を有する方とは

・次の疾患で入院中または通院中の方をいいます。

1. 慢性呼吸器疾患	気管支ぜん息、肺気腫、慢性気管支炎など
2. 慢性心疾患	心不全、狭心症など (日常の身体活動に制限がある場合)
3. 慢性腎疾患	慢性維持透析(人工透析)、腎機能障害など
4. 慢性肝疾患	進行した肝硬変など
5. 神経疾患・神経筋疾患	多発性硬化症、パーキンソン病など (特に呼吸障害、誤えん性肺炎の既往ある場合)
6. 血液疾患	急性白血病、慢性骨髄性白血病、悪性リンパ腫など
7. 糖尿病	糖尿病で併発疾患がある場合など
8. 疾患や治療に伴う免疫抑制状態	がん、関節リウマチ・膠原病などで、抗がん剤や免疫抑制剤による治療中など
9. 小児科領域の慢性疾患	慢性呼吸器疾患、慢性心疾患など

## ■重症化を防止するために

・重症化防止を目的に、基礎疾患を有する方へのワクチン接種が実施されています。  
・接種できる医療機関については、県、市町村担当課にお問い合わせください。  
※県、市町村のホームページでもご覧いただけます。

## ■感染を予防するために

・季節性のインフルエンザと同様に、人ごみを避ける、マスクの着用、咳エチケット、こまめな手洗い・うがいなど基本的な予防が重要です。



## ■「かかったかな？」と思ったら、早めの受診を

・新型インフルエンザには抗インフルエンザ薬の「タミフル」や「リレンザ」の早期投与が有効です。

### 【お問い合わせ】

- ◆山形県ホームページ (<http://www.pref.yamagata.jp/ou/somu/020020/03/inful/>)
- ◆最上保健所 ☎(29)1268
- ◆舟形町役場町民課健康班 ☎(32)2111 (内線353)

# 平常時における政治家等の寄附や あいさつ状等の禁止について



## 政治家の寄附の禁止

**政治家（候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者）は、寄附をすると処罰されます。**

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること（政党その他の政治団体や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償※は除かれます。）は、その時期や名義のいかんを問わず禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

- ①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀
  - ②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
- （①や②であっても、選挙に関してなされた場合や通常一般の社交の程度を超えている場合は処罰されます。）

なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されます。

※政治教育集会に関する実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります。

## 政治家に対する寄附の勧誘・要求の禁止

**有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。**

政治家に対し、寄附をするように勧誘や要求をすることも禁止されており、政治家を威迫して、あるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも禁止され、威迫して求めると処罰されます。

## 政治家の関係団体の寄附の禁止

**政治家が役職員、構成員である団体が政治家の氏名を表示して選挙に関し寄附をすると処罰されます。**

政治家が役職員、構成員である団体・会社が選挙区内にある者に対して、政治家の氏名を表示したり、氏名が類推されるような方法で寄附をすることは禁止されており、選挙に関して寄附をすると処罰されます（政党に対するものは除かれます）。

## 後援団体の寄附の禁止

**後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。**

後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対して花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものを出したり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附をすると、その時期や名義のいかんを問わず、処罰されます。

## 年賀状等のあいさつ状の禁止

**政治家は、年賀状等のあいさつ状を出すことが禁じられています。**

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状（電報なども含まれる）を出すことは禁止されています。

## あいさつを目的とする有料・広告の禁止

**政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されています。**

政治家や後援団体（いわゆる後援会）が、選挙区内にある者に対し、主としてあいさつを目的とする有料の広告（いわゆる名刺広告など）を新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどに出すと処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料の広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

▼問い合わせ／舟形町選挙管理委員会 ☎（３２）２１１１（内線２３３）

# 保健センターだより

保健事業のお知らせ（平成22年1月分）

## 2歳児歯科健診：1月20日（水）

- ▼対象 / 平成19年12月、平成20年1月・2月生
- ▼場所 / 保健センター1階予診室
- ▼時間 / 午後1時まで集合
- ▼内容 / 歯科健診、フッ素塗布、身体計測、個別相談
- ▼持ち物 / 母子健康手帳、問診票、歯の健康手帳

## 1歳児健診：1月20日（水）

- ▼対象 / 平成20年12月生
- ▼場所 / 保健センター2階講習室
- ▼時間 / 午後0時50分まで集合
- ▼持ち物 / 母子健康手帳、フッ素塗布申込書
- ▼内容 / 歯科健診、フッ素塗布、身体計測、個別相談

## 乳児相談：1月14日（木）

- ▼対象 / 平成21年6月・7月生
- ▼場所 / 保健センター1階予診室
- ▼時間 / 午前10時まで集合
- ▼内容 / 身体計測、離乳食相談
- ▼持ち物 / 母子健康手帳



## ○人間ドック/最上検診センター

▼1月13日（水）：男性の方、女性の方

▼受付時間：午前7時～7時30分

※今年度最終の人間ドックとなります。まだ健康診断がお済みでない方は町民課健康班までご連絡ください。また、やむを得ずキャンセルする方もご連絡ください。

～平成22年度の健康診断の申し込みについて～

1月に来年度の健康診断の申込書を各ご家庭に配布する予定です。

説明書をよく読んでご記入ください。



## 定期健康相談

母子健康手帳の交付、一般健康相談（血压測定、健診結果について）など

**1月4日（月）、1月18日（月）**

※指定日に都合の悪い方は事前にご連絡ください。

## <高齢者インフルエンザ予防接種について>

高齢者インフルエンザの予防接種への助成期間が12月31日までとなっております。助成を希望される方は期間内に接種してください。

## <歯周疾患検診について>

節目年齢（40、50、60、70歳）への歯周疾患検診への助成期間が12月31日までとなっております。受診希望の方に「受診券」を発行しますので町民課健康班までご連絡ください。

▼問い合わせ / 舟形町役場町民課健康班保健師 ☎(32)2111(内線351)